

廃棄物最終処分場設置者に係る法人税等の特例措置についてお知らせいたします。

最終処分場に維持管理積立金の適切な積立てを図るためにも、本特例措置をご活用ください。

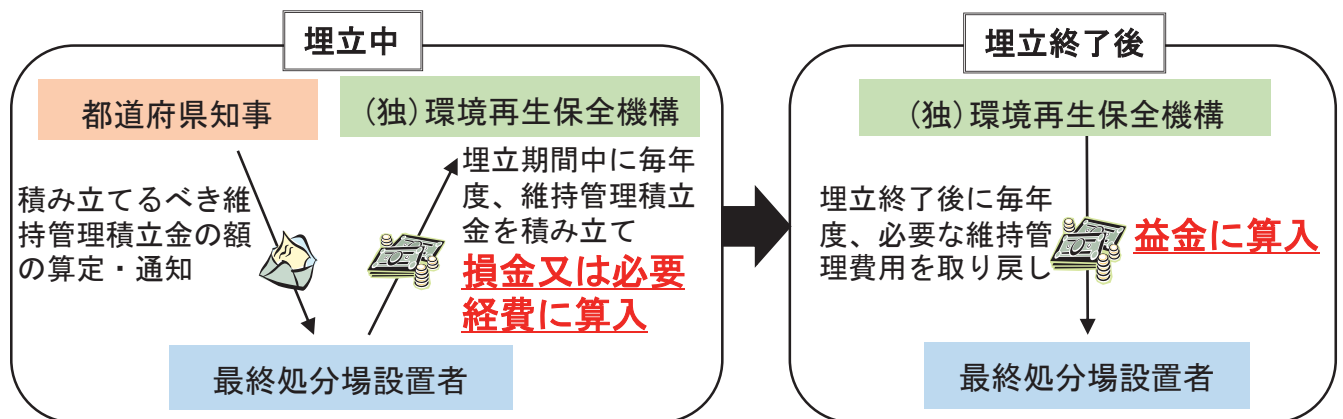
1. 最終処分場における維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置(法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)

(1) 制度の主旨について

最終処分場は埋立終了後の維持管理費用の支出時期が、収入時期（埋立料金計上時期）よりも後になるとの特有の性格を有していますが、これについて、費用計上の特例を認めることにより、経営の安定に資することを主旨としています。

(2) 制度の概要

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立て（維持管理積立金）について、積立時において、積立金を損金又は必要経費に算入することができます。
図にすると以下ようになります。



❖2010年の税制改正により「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定されました。これにより、「1. 維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置」の申請においては規定の別表の他、「適用額明細書」の提出も必要となりましたのでご注意ください。

制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。

2. 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置(軽油引取税)

(1) 制度の主旨について

最終処分場は、埋立処分終了後も環境汚染の危険性がなくなるまでは、事業者は引き続き維持管理をする義務を負うこととなります。これについて、埋立て開始から廃止まで、廃棄物の適正な処理及び最終処分場の適切な維持管理を確保するためにも、事業者の経済的な負担を軽減することを主旨としています。

(2) 制度の概要

最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税について、課税免除となります。

対象となる機械については、例えばブルドーザーやパワーショベルなどが考えられます。



＜ブルドーザー＞

軽油引取税が免除



＜パワーショベル＞

※画像はイメージです

❖申請は所定の手続きに則り、適切に行ってください。

制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。